



発行 東京都

目次

7

規程(交)

- 一 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………
- 二 東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………
- 三 東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………
- 三 東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………
- 三 東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………
- 三 東京都地下高速電車身体障害者旅客運賃割引規程の一部を改正する規程……………
- 四 東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程……………
- 四 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………
- 五 東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………
- 五 東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………

規程(交)

- 五 東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程……………
- 五 東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正する規程……………

●交通局規程第四号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程(昭和五十二年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「及び第四号並びに第六号から第八号まで」を、「第四号及び第六号から第八号まで並びに第五条の二」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

(共通一日乗車券の発行替え)

第三条の二 第五条第一号、第三号及び第四号に定める様式の共通一日乗車券を所持する旅客は、当該共通一日乗車券の有効日に限り、当該共通一日乗車券をPASMOカードに発行替えをすることができる。

2 前項の規定により発行替えをしたとき以後における共

通一日乗車券の取扱いは、第五条の二の共通一日乗車券と同様とする。

第五条第三号を次のように改める。

三 第七条第三号に掲げる発売場所において発売する共通一日乗車券(大人用・小児用)

表

(図柄)

都営まるごときっぷ

有効日

年 月 日

円

東京都交通局 発行

NO

裏

ご案内

1 都電、都バス(※)、都営地下鉄(浅草線、三田線、新宿線、大江戸線)及び日暮里・舎人ライナーに、券面に表示された有効日に限り、自由に乗り降りできます。

※深夜バス、座席定員制のバス、その他交通局規程で定める運行系統を除く。

2 乗降の際は、係員にご提示ください。駅では、自動改札機をお通りください。

3 この乗車券の拡張は、発売当日、未使用のものに限り、お買い求めの駅で取り扱います。

GUIDANCE

1 You can ride on the Toden Arakawa Line, Toei Buses\*, Toei Subways (Asakusa Line, Mita Line, Shinjuku Line and Oedo Line) and Nippori-toneri Liner only on the day of issue.

\*Excluding midnight buses, buses with fixed seating capacities and other specified buses.

2 Please show your pass to the bus driver or the attendant at the passenger gate. This pass can also be used at the automatic passenger gates.

3 If you do not use your pass, you can get a refund for it on the same day from the same station where it was purchased. A used pass will not be accepted for a refund.

備考

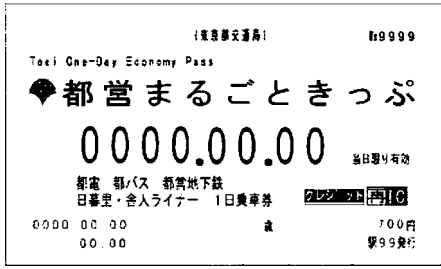
一 図柄は、必要に応じ変更することがある。

二 小児用は、券面表面に小と表示する。  
 第五条の次に次の一条を加える。

(ICカードを媒体とする共通一日乗車券)

第五条の二 共通一日乗車券は、次に定めるICカードに当該乗車券の機能を付加することができる。

一 株式会社パスモが発行するPASMO(モバイルPASMO)及びApple PayのPASMOを除く。



備考 小児用は、券面表面に小と表示する。

二 株式会社パスモが発行するPASMO PASSP

ORT

第六条第一号中「前条第一号」を「第五条第一号」に改め、同条第二号中「前条第三号(ウを除く。)」を「第五条第三号」に改め、同条第三号中「前条第三号ウ」を「第五条の二」に改める。

第七条第三号中「第五条第三号ア」を「第五条第三号」に改め、同条第四号中「第五条第三号ウ」を「第五条の二」に改める。

第八条第一項中「(第三号ウを除く。)」を削り、同条

第二項中「第五条第三号ウ」を「第五条の二」に改める。

第十二条中「及び東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程(平成二十年交通局規程第三十二号)」を「、東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程(平成二十年交通局規程第三十二号)、東京都電車外国人向けICカード取扱規程(令和元年交通局規程第八号)、東京都乗合自動車外国人向けICカード取扱規程(令和元年交通局規程第十二号)、東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程(令和元年交通局規程第十六号)及び東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程(令和元年交通局規程第十九号)」に改める。

附則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第五号

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程(平成三十年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「企画乗車券」を「企画乗車券(鉄道・バス共通券)」という。並びに関東の鉄道事業者(以下「鉄

道事業者」という。)とともに発売する企画乗車券(以下「企画乗車券(鉄道単体券)」という。)(以下これらを総称して「企画乗車券」)に改める。

第二条中「企画乗車券」を「企画乗車券(鉄道・バス共通券)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 企画乗車券(鉄道単体券)の発売日、有効期間、発売期間及び名称は、次に定めるとおりとする。

一 発売日 使用を開始する日又はその前日

二 有効期間 使用を開始する日から連続する三日間

三 発売期間 通年

四 名称 Greater Tokyo Pass(鉄道単体券)

第三条中「企画乗車券」を「企画乗車券(鉄道・バス共通券)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 企画乗車券(鉄道単体券)の旅客運賃は、次に定めるとおりとする。

一 大人 六千円

二 小児 三千円

第四条中「企画乗車券」を「企画乗車券(鉄道・バス共通券)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 企画乗車券(鉄道単体券)を所持する旅客は、当該企画乗車券(鉄道単体券)の有効期間内に限り、東京都電車、地下高速電車及び東京都日暮里・舎人ライナーの全路線並びに鉄道事業者が定める利用可能な範囲を乗車することができる。この場合において、乗車回数については、制限しない。

第六条中「企画乗車券」を「企画乗車券(鉄道・バス共通券)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 企画乗車券（鉄道単体券）は、次に定める場所において発売する。

- 一 東京都地下高速電車の駅及び東京都日暮里・舎人ライナーの駅の券売機
- 二 東京都地下高速電車大江戸線野御徒町駅の定期券発売所
- 三 鉄道事業者が定める発売場所

第十条中「企画乗車券」を「企画乗車券（鉄道・バス共通券）」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 企画乗車券（鉄道単体券）を所持する旅客は、次に定める方法に従って改札を受けなければならない。

- 一 最初に電車に乗車する際に東京都電車外国人向けICカード取扱規程第三条第十二号に規定するICカードリーダー・ライタによる乗車処理を受け、又は最初に地下高速電車若しくは日暮里・舎人ライナーに乗車する際に自動改札機による改札を受けなければならない。
- 二 前号の改札を受けた後、当該企画乗車券（鉄道単体券）を使用する場合においては、乗車の都度、ICカードリーダー・ライタによる乗車処理、又は自動改札機による改札を受けなければならない。

附則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第六号

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車ICカード乗車券取扱規程（平成十九年交通局規程第八号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項及び第三十五条第二項中「身体障害者手帳」の下に「若しくは身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

附則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第七号

東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程（令和元年交通局規程第十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条第三項中「身体障害者手帳」の下に「若しくは身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

附則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第八号

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車モバイルIC乗車券取扱規程（令和二年交通局規程第二十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「モバイルPASMOの処理」を「その処理」に改める。

第八条（見出しを含む。）中「モバイルIC乗車券」を「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO」に改める。

第八条の二第二項第九号を削る。

附則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第九号

東京都地下高速電車身体障害者旅客運賃割引規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車身体障害者旅客運賃割引規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車身体障害者旅客運賃割引規程（昭和三十五年交通局規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第八条中「身体障害者手帳」の下に

「又は身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

附則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第十号

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車連絡運輸規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車連絡運輸規程(昭和三十五年交通局規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第九の表一の項中「西武遊園地駅」を「多摩湖駅」に、「遊園地西駅」を「西武園ゆうえんち駅」に改め、同表二の項中「西武遊園地駅」を「多摩湖駅」に改め、同表三の項中「西武遊園地駅」を「多摩湖駅」に、「遊園地西駅」を「西武園ゆうえんち駅」に改める。

附則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第十一号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線等との一日乗車券の発売等に関する規程(平成二十六年交通局規程第四十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「という。」等を「という。」に改め、「都・メトロ一日乗車券」という。」の下に、「地下高速電車線と東京メトロ線及び京王電鉄株式会社鉄道線(以下「京王線」という。）」と行う一日乗車券(以下「京王・都・メトロ一日乗車券」という。))並びに地下高速電車線と東京メトロ線及び交通局長が別に定める会社線と行う一日乗車券」を加える。  
第二条に次の一項を加える。  
2 京王・都・メトロ一日乗車券の有効日及び発売期間は、次に定めるとおりとする。

一 有効日 発売日

二 発売期間 通年

第四条の見出し中「都・メトロ一日乗車券」を「都・メトロ一日乗車券等」に改め、同条中「都・メトロ一日乗車券」を「都・メトロ一日乗車券及び京王・都・メトロ一日乗車券(以下「都・メトロ一日乗車券等」と総称する。))」に、「当該都・メトロ一日乗車券」を「当該都・メトロ一日乗車券等」に改め、同条に次の一項を加える。  
2 京王・都・メトロ一日乗車券を所持する旅客は、当該京王・都・メトロ一日乗車券の有効日に限り、事前に指定をした京王線の割引往復乗車券の区間に往復乗車することができる。

第五条に次の一項を加える。  
2 京王・都・メトロ一日乗車券の運賃は、前項各号の運賃に京王線割引往復乗車券の運賃をそれぞれ併算した額とする。

第六条(見出しを含む。)中「都・メトロ一日乗車券の様式」を「都・メトロ一日乗車券等の種別及び様式」に改め、同条に次の二号を加える。

四 第八条第四号に掲げる発売場所において発売する京王・都・メトロ一日乗車券(ICカード乗車券)

表



備考 小児用は、券面表面に小と表示する。  
五 第八条第四号に掲げる発売場所において発売する京王・都・メトロ一日乗車券(外国人向けICカード乗車券)  
第七条中「都・メトロ一日乗車券」を「都・メトロ一日

乗車券等」に改める。

第八条中「都・メトロ一日乗車券は」を「都・メトロ一日乗車券等は」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第六条第四号及び第五号の京王・都・メトロ一日乗車券

京王線の各駅(新宿駅及び渋谷駅を除く。)

第九条に次の一項を加える。

3 未使用の京王・都・メトロ一日乗車券の払戻しについては、京王電鉄株式会社が定めるところによる。

第十一条中「都・メトロ一日乗車券」を「都・メトロ一日乗車券等」に、「地下高速電車線又は東京メトロ線」を

「第四条に規定する有効区間の路線」に改める。

第十二条及び第十三条中「都・メトロ一日乗車券」を「都・メトロ一日乗車券等」に改める。

第十五条中「第四編」の下に「並びに地下高速電車外国人向けICカード乗車券取扱規程」を加え、同条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(一日乗車券の発売の特例)

第十五条 第一条に規定する乗車券の発売については、この規程に定めるもののほか、有効日及び発売期間、効力、運賃等を交通局長が別に定めることにより、特例の発売を行うことができる。

附 則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第十二号

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーICカード乗車券取扱規程(平成二十年交通局規程第三十二号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第三号を削り、同条第二項中「身体障害者手帳」の下に「若しくは身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加え、「知的障害者手帳」を「療育手帳」に改める。

附 則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第十三号

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー外国人向けICカード乗車券取扱規程(令和元年交通局規程第十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第三号を削り、同条第三項中「身体障害者手帳」の下に「若しくは身体障害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものとして交通局長が認めたもの」を加える。

附 則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第十四号

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程の一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナーモバイルIC乗車券取扱規程(令和二年交通局規程第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「モバイルPASMOの処理」を「その処理」に改める。

第八条(見出しを含む。)中、「モバイルIC乗車券」を「モバイルPASMO及びApple PayのPASMO」に改める。

第八条の二第二項第九号を削る。

附 則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

●交通局規程第十五号

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の一部を改正

する規程を次のように定める。

令和三年三月十二日

東京都交通局長 内 藤 淳

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程の

一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー連絡運輸規程(平成二十年  
交通局規程第三十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「身体障害者手帳」の下に「又は身体障  
害者手帳保有者の本人確認に利用することができるものと  
して交通局長が認めたもの」を加える。

第八条中「又は知的障害者本人」を「若しくは知的障害  
者が単独で乗車する場合又は身体障害者若しくは知的障害  
者」に改める。

附 則

この規程は、令和三年三月十三日から施行する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価  
本号  
一箇月 三〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

